

岩手県告示第352号

平成31年4月9日付け岩手県報第11878号登載保安林の指定施業要件の変更予定（平成31年岩手県告示第293号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成31年4月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

（1） 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 和賀郡西和賀町耳取49地割121の3、121の58

（2） 所在が不分明である通知の相手方 高橋和子、高橋トシ

2 通知の内容を掲示した場所 西和賀町役場